

豊中市障害児保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校就学前の障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ）に対して共に生き、共に育ち合う保育を基本として、他の児童とともに集団保育すること（以下「障害児保育」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施施設)

第2条 障害児保育は、豊中市内に所在する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条に基づく特定教育・保育施設及び子ども・子育て支援法第43条に基づく特定地域型保育事業所（以下「施設」という。）で行う。

(相談窓口)

第3条 障害児保育を希望する保護者は、児童発達支援センターまたはこども事業課へ対象となる児童についての相談支援を受けるとともに、当該児童の保育方針その他必要な事項について関係機関の協力、助言及び指導を受けるものとする。

(対象児童)

第4条 施設で受け入れする障害児は、当該児童とその保護者が豊中市在住かつ豊中市に住民票を有し、集団保育が可能であって、保護者等の送迎により第2条に規定する実施施設に日々通うことができる者とする。

(就学前障害児の入園申し込み)

第5条 就学前障害児の入園申し込みは、集団保育を必要とすることを前提とし、かつ要綱第7条に規定する保育観察を受けなければならない。但し、就学前施設における1号認定・2号認定・3号認定の入園規定による入園年齢や入園申し込み条件を適用する。また、集団保育の必要性については、保護者の就労状況や児童の状況、年齢等を考慮し総合的に判断する。

2 前項に定める就学前施設は、1号認定は私立幼稚園・認定こども園、2号認定は保育所・認定こども園、3号認定は保育所・認定こども園・地域型保育事業とする。

(手続)

第6条 障害児保育を希望する保護者は、豊中市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年豊中市規則第69号）第4条の規定により、保育所等利用調整申込書を提出する際、当該児童に係る次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 生活状況（様式第1号）
- (2) 生育歴（様式第2号）
- (3) 身体面での配慮を要する児童にあつては、専門機関の所見書又は診断書（集団生活の可否について記載したもの）（様式第4号）

(保育観察)

第7条 市長は、前条に規定する書類の提出又は、施設から送付があったときは、保育観察（保護者に対する問診や児童の遊びを通じて当該児童の保育課題を把握し、その保育体制及び保育環境を検討するための観察をいう。以下同じ）を行うものとする。

2 保育観察は、市長が指定する場所において行う。また保育体験を含む保育観察は、施設において行う。

3 市長が指定する保育観察を実施する者は、医師、児童福祉に関し識見を有する者（以下「学識経験者」という。）、及び市長が指定する者とし、施設において行う保育観察を実施する者は、当該施設の施設長が指定する者とする。

4 保育観察を実施した医師及び学識経験者は、意見書を市長に提出しなければならない。

（保育確認会）

第8条 市長は、保育観察の結果、必要があると認めるときは、当該児童の保育課題について協議を行うとともに、保育体制の調整を行うため保育確認会を開催するものとする。

2 保育確認会の構成員は、医師及び学識経験者とする。

3 市長は、必要に応じ、保育確認会に関係者の出席を求めることができる。

（障害児保育の必要性の決定）

第9条 市長は、保育観察（前条に規定する保育確認会を開催した場合にあっては、保育観察並びに保育確認会での協議及び調整）の結果に基づき障害児保育の必要性を決定し、その旨を申込者（各施設長）に通知する。また、その旨を当該施設の施設長を通して当該児童の保護者に通知する。

2 障害児保育は、毎年10月31日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、これらの日の翌日）までに申込みのあった者について、翌年の4月1日から行う。

3 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず年度途中から障害児保育を実施することができる。

（障害児の入園選考）

第10条 入園希望する就学前施設が定員に満たない場合においても、クラス編成人数と障害児の受入れ人数及び職員数により、教育保育の状況など考慮し判断する中で、障害児入園の選考を行わない場合がある。

（職員配置）

第11条 市長は、第7条第4項の意見書並びに第8条に規定する保育確認会での協議及び調整に基づき、障害児保育を行う施設に対し、必要に応じ保育体制の整備等を行うものとする。

2 市長は、当該児童の育ちの状況等により、保育確認会の意見を聴いた上、保育体制を変更することができる。この場合において、市長は、当該児童に係る配慮の方法等について、当該児童が入園している施設の施設長と協議を行うものとする。

（入園後の障害児保育の必要性の決定）

第12条 第2条に規定する施設に入園している児童であつて、新たに障害児保育を希望する保護者は、第6条に規定する書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があつたときは、当該児童が入園している施設の施設長に対して、施設における当該児童の保育状況についての報告を求めるものとする。

3 市長は、第1項の書類及び前項の報告に基づき医師又は学識経験者の意見を求め、障害児保育の必要性を決定し、その旨を当該施設の施設長を通して当該児童の保護者に通知する。

4 第9条第1項の規定は、前項の規定により障害児保育の必要性を決定したときについて、準用する。

(障害児保育の取止め)

第13条 施設長は、障害児保育の必要がないと認めるときは、当該児童の個人記録表(様式第3号)を市長に提出しなければならない

2 市長は、前項の個人記録表の提出があつたときは、障害児保育の継続の可否について医師及び学識経験者の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の医師及び学識経験者の意見に基づき、障害児保育を継続する必要がないと認めたときは、障害児保育を取り止めるものとする。

(研修)

第14条 障害児保育を実施する施設の施設長は、障害児保育の質を向上させるため、市が実施する研修会に職員を参加させるよう努めなければならない。

(個別の支援計画・個別の指導計画)

第15条 障害児保育を実施する施設の施設長は、継続的な支援及び小学校等への連携、引継ぎのため、個別の支援計画・個別の指導計画を市長へ提出しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、障害児保育に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月2日から実施する。

附 則(全文改正)

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年5月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 11 日から実施し、この要綱による改正後の「豊中市障害児保育実施要綱」は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。